

茨城県報第1758号

平成18年3月23日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ
茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (港湾課)2
(公 安 委 員 会)
交番,駐在所等の設置並びにその名称,位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則2
告示
民政委員協議会を組織する区域の一部改正 (2件) (厚生総務課)
民生委員の定数の一部改正 (2件) (厚生総務課)7
救急医療協力病院の指定の取消し (医療整備課)8
身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)8
知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害福祉課)8
大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課)9
保安林の指定の予定 (林業課)9
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (畜産課)10
換地計画の決定 (農地整備課)16
道路の区域の決定 (道路維持課)16
道路の供用の開始 (5件) (道路維持課)17
自転車専用道路の指定 (2件) (道路維持課)18
県道の路線名の変更 (道路維持課)19
事業計画の変更の認可 (2件) (下水道課)19
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (税務課)
土地改良区役員の退任 (土地改良事務所)
土地改良区役員の就任 (2件) (土地改良事務所)
(警察本部)
簡易開示手続によることのできる個人情報及びその開示手続22
公告
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (3件) (生活文化課)22
公の施設の指定管理者の指定 (産業政策課)
家畜伝染病の発生及び転帰の報告 (畜産課)24
保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の宛先不分明について (林業課)25
公共測量の終了 (用地課)

公の施設の指定管理者の指定 (港湾課)	27
都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)	27
新住宅市街地開発事業の工事完了の届出 (都市整備課)	27
宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出 (建築指導課)	28
開発行為の工事完了 (11件) (建築指導課)	28
(教育委員会)	
公の施設の指定管理者の指定	30
(監 査 委 員)	
行政監査結果に基づく措置状況の公表	31

規則

茨城県規則第8号

茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

茨城県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (平成17年茨城県条例第75号) 付則第1項ただし書に規定する規定 の施行期日は、平成18年4月1日とする。

(公安委員会)

茨城県公安委員会規則第5号

交番,駐在所等の設置並びにその名称,位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月23日

茨城県公安委員会委員長 鈴 木 明 夫

交番,駐在所等の設置並びにその名称,位置及び所轄区域等に関する規則の一部を改正する規則 交番,駐在所等の設置並びにその名称,位置及び所轄区域等に関する規則(昭和35年茨城県公安委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

別表第1石岡の項中 柿岡地区交番 た 八郷地区交番 に改める。

別表第2(1)筑西の項中

筑西市甲, 乙, 丙, 岡芹, 菅谷, 西谷貝, 外塚, 下岡崎, 塚原, 下中山, 市野辺, 横島, 直井, 金丸, 稲野辺, 二木成, 一本松, 玉戸, 石原田, 谷中, 中館(中館下, 中館中), 川澄, 小林, みどり町一, 二丁目, 下岡崎一, 二, 三丁目

を

を

に

を

筑西市甲, 乙, 丙, 岡芹, 菅谷, 西谷貝, 外塚, 下岡崎, 塚原, 下中山, 市野辺, 横島, 直井, 金丸, 稲野辺, 二木 成,一本松,玉戸,石原田,谷中,中館(中館下,中館中), 川澄, 小林, みどり町一, 二丁目, 下岡崎一, 二, 三丁目, 成田, 島, 蕨, 上川中子, 川連, 徳持, 大塚, 深見, 茂田, 野田, 西榎生, 東榎生, 西石田, 榎生一丁目

に改める。

別表第2(2)高萩の項中

Γ.			
	上小津田	北茨城市	北茨城市華川町上小津田,下小津田,小豆畑,花園,関本町小
	駐在所	華川町	川,才丸
	平潟駐在	北茨城市	
	所	平潟町	北茨城市平潟町

上小津田 北茨城市 北茨城市華川町上小津田,下小津田,小豆畑,花園,関本町小 駐在所 華川町 川,才丸

改め、同表牛久の項中

Γ			-
大和田駐	牛久市東	牛久市東猯穴町,東大和田町,中根町 (常磐線西側),中根町	
在所	大和田町	番外,猪子町	
久野駐在	牛久市久		
所	野町	牛久市久野町,奥原町,井ノ岡町,桂町,島田町,正直町 	
上本郷駐在所	阿見町大 字荒川本 郷	阿見町住吉一,二丁目,うずら野一,二,三,四丁目,荒川本郷,阿見の一部	を
実穀駐在	阿見町大 字実穀	阿見町実穀、福田、小池、上長、吉原	
君島駐在	阿見町大	阿見町君島, 大形, 石川, 追原, 香澄の里, 塙, 飯倉, 上条,	1
所	字君島	星の里、島津、南平台一、二、三丁目].

•	久野駐在	牛久市久		一 ,_
	所	野町	牛久市久野町,奥原町,井ノ岡町,桂町,島田町,正直町	اد

改め、同表石岡の項中

Γ		
恋瀬駐在	石岡市小	石岡市大増,大塚,太田,小見,中戸,瓦谷,野田,佐久,宇
所	見	治会 (弓張, 開拓, 村子を除く。), 芦穂中部, 小塙, 小屋
小幡駐在	石岡市小	万国主小城 语父 加公 L丰柳 丁丰柳 加什取 胡口
所	幡	石岡市小幡,須釜,細谷,上青柳,下青柳,加生野,朝日
小桜駐在	石岡市月	石岡市半田,川又,月岡,弓弦,辻,仏生寺,青田,柴内,小
所	岡	野越,菖蒲沢,小幡の内中山

に

を

恋瀬駐在	石岡市小	石岡市大増,大塚,太田,小見,中戸,瓦谷,野田,佐久,宇
所	見	治会 (弓張, 開拓, 村子を除く。), 芦穂中部, 小塙, 小屋

改め、同表筑西の項中

Г		
養蚕駐在	筑西市蕨	筑西市成田,島,蕨,上川中子,川連,徳持,大塚,深見,茂
所	가까 뜨겁니다 까깟	田,野田,西榎生,東榎生,西石田,榎生一丁目
五低駐左	五所駐在 筑西市五	筑西市西大島,栗島,笹塚,神分,飯島,下平塚,掉ケ島,森
所		添島,山崎,五所宮,西山田,下江連,大谷,上平塚,子思儀,
門名	小塙,灰塚	

筑西市西大島, 栗島, 笹塚, 神分, 飯島, 下平塚, 掉ケ島, 森 五所駐在 筑西市五 添島,山崎,五所宮,西山田,下江連,大谷,上平塚,子思儀, 所 所宮 小塙,灰塚

に改める。

別表第2(4)高萩の項中

+油地区六来65.7.14	北茨城市大津町東町,仲町,西町,北町,関南町,北茨城市関
大津地区交番所在地 	本町 (関本上,福田,関本中)

を

に

十 净地区六来65.5.14	北茨城市大津町東町,仲町,西町,北町,関南町,関本町(関	
大津地区交番所在地	本上,福田,関本中),平潟町	l.

改め、同表牛久の項中

牛久地区交番所在地	牛久市柏田町,上柏田一,二,三,四丁目,女化町,岡見町,
	結束町,上太田町,栄町一,二,三,四,五,六丁目,中央一,
	二,三,四丁目,さくら台一,二,三,四丁目,神谷一,二,
	三,四,五,六丁目,中根町 (常磐線東側),下根町,東大和
	田町番外,小坂町,福田町
	阿見町阿見 (上本郷駐在所の所管区を除く。), 岡崎一, 二, 三
阿見地区交番所在地	丁目,青宿,若栗,鈴木,廻戸,大室,曙,掛馬,竹来,中央
	一,二,三,四,五,六,七,八丁目

を

	牛久市柏田町,上柏田一,二,三,四丁目,女化町,岡見町,
	結束町,上太田町,栄町一,二,三,四,五,六丁目,中央一,
牛久地区交番所在地	二,三,四丁目,さくら台一,二,三,四丁目,神谷一,二,
	三,四,五,六丁目,中根町,下根町,東大和田町番外,小坂
	町,福田町,東猯穴町,東大和田町,中根町番外,猪子町

に

阿見町阿見、岡崎一、二、三丁目、青宿、若栗、鈴木、廻戸、 大室、曙、掛馬、竹来、中央一、二、三、四、五、六、七、八 丁目、住吉一、二丁目、うずら野一、二、三、四丁目、荒川本 郷、実穀、福田、小池、上長、吉原、君島、大形、石川、追原、 香澄の里、塙、飯倉、上条、星の里、島津、南平台一、二、三 丁目

改め、同表石岡の項中

石岡市柿岡,金指,片野,宇治会(弓張,開拓,村子),下林, 柿岡地区交番所在地 上林,浦須,片岡,嘉良寿里,根小屋,上曽,小山田,鯨岡, 狢内,吉生,小倉

石岡市柿岡,金指,片野,宇治会(弓張,開拓,村子),下林, 上林,浦須,片岡,嘉良寿里,根小屋,上曽,小山田,鯨岡, 龍明,吉生,小倉,小幡,須釜,細谷,上青柳,下青柳,加生 野,朝日,半田,川又,月岡,弓弦,辻,仏生寺,青田,柴内, 小野越,菖蒲沢

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

茨城県告示第335号

昭和35年4月1日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し、平成 18年3月27日から施行する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

表中「鉾田市大洋地区民生委員児童委員協議会」の項の次に次のように加える。

小美玉市小川民生委員	小川,下馬場,小塙,中延,宮田,野田,世楽,佐才,上吉影,下吉影,飯前,上合,
児童委員協議会	与沢,倉数,山野,幡谷,川戸,外之内,百里
小美玉市美野里民生委	堅倉,小岩戸,西郷地,柴高,鶴田,三箇,張星,部室,納場,江戸,羽刈,手堤,
員児童委員協議会	寺崎,先後,竹原,竹原下郷,中野谷,竹原中郷,小會納,花野井,中台,羽鳥
小美玉市玉里民生委員	下玉里,川中子,高崎,上玉里,田木谷,栗又四ヶ,東田中
児童委員協議会	

制定文中「及び鉾田市」を「,鉾田市及び小美玉市」に,「及び鉾田市担任」を「,鉾田市担任及び小美玉市担任」 に改める。

茨城県告示第336号

昭和35年4月1日茨城県告示第258号で告示した民生委員協議会を組織する区域の一部を次のように改正し、平成 18年4月1日から施行する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

表中

古河市民生委員児童委	静町,常盤町,平和町,北町,三杉町一丁目の一部,三杉町二丁目,緑町の一
員第1地区協議会	部,雷電町,東一丁目の一部,東二丁目,東三丁目の一部,東四丁目の一部,
	旭町一丁目の一部、松並一丁目、松並二丁目、横山町一丁目、横山町二丁目、
	横山町三丁目,宮前町,西町,大手町,中央町一丁目,中央町二丁目の一部,
	中央町三丁目の一部,本町一丁目の一部,本町二丁目の一部,錦町,桜町の一
	部
古河市民生委員児童委	古河の一部,原,大山,中田,中田新田,茶屋新田,坂間,鳥喰,新久田,駒
員第2地区協議会	ヶ崎,鴻巣,牧野地,三和,けやき平一丁目,けやき平二丁目,本町二丁目の
	一部,本町三丁目の一部,中央町二丁目の一部,中央町三丁目の一部,桜町の
	一部,幸町の一部,原町,長谷町
古河市民生委員児童委	古河の一部,三杉町一丁目の一部,緑町の一部,東一丁目の一部,東三丁目の
員第3地区協議会	一部,東四丁目の一部,旭町一丁目の一部,旭町二丁目,東本町一丁目,東本
	町二丁目,東本町三丁目,東本町四丁目,下山町,南町,本町一丁目の一部,
	本町二丁目の一部,本町三丁目の一部,本町四丁目,幸町の一部

古河市民生委員児童委員第 1 地区協議会

江口,大和田上,大和田下,下尾崎1・2,恩名下坪,上片田,上片田宮前,上和田,北山田,五部,駒込,下片田,新和田,長左工門新田,仁連下町,仁連御辺,仁連上町1.2.3.4.5,仁連江口,仁連江口2,宿,南,中里,大綱,新々田,米倉,清水,赤松,福原,小立野,小立野2,沼影,沼影2,新立,本田山,瀬戸屋敷,並木,前新田,下内,加下間,東諸川,新東諸川,東山田,間中橋,間中橋南,諸川下町,諸川台,諸川大日前,諸川中町,諸川上町,諸川上町一,諸川中央町,諸川西松原,諸川東松原,諸川西部,上根,谷貝北・中・南,山田北・中・南・かし山,北山田,八俣新田,古屋松山・丸山,笹原

古河市民生委員児童委員第2地区協議会

石町, 紺屋町, 二丁目, 鍛冶町, 北新町, 横山町, 三丁目, 四丁目, 中横, 五丁目, 栄, 松原町, 表新町, 裏新町, 鳥見町, 東杉並町, 西杉並町, 東代官町, 四丁目, 田町, 天神町, 厩町, 白壁町, 仲之町, 東片町, 西片町, 観音寺, 小砂町, 桜町, 江戸町, グリーンパーク第一, 三杉町, 雷電一丁目, 雷電二丁目, 緑町, 雷前, 平和町, 常盤台, 中谷町, 静町, 桃ヶ里, もみじが丘, ルネ古河 若葉, 新平和町, アプリKOGA

を

古河市民生委員児童委員第3地区協議会

砂井新田、磯部北・東・中・西、稲宮上・北・南のA.B.C、大堤新田・本 田・三軒・栄町、丘里、女沼本郷・沼田1、2、3、土々原・土々原2、宿、 向原1.2.3,西原第1.2.3.4.5.6・仲町・フレッシュタウン, 葛生松山北、中、南・二ツ矢北、西、南、南の北、中、南、上砂井、上大野大 和・古内・松原・原紺屋・橋本・銀座・片町・日の出・南部、上辺見大堀1. 2.3.4・新田1.2.3・富士見町1.2.3・赤保呂1.2.3.4. 5 ・ 鹿養町・栗原・仲町・東町・西町・西赤保呂・旭町・兼塚町・むつみ町・ 本中・本中東・本中南・つばさ、北利根、久能北坪・一の坪・新田北、中、西. 南・久能せせらぎ第1.2.3.4.5.6・高野本田・南坪・榎戸・東坪・ 西坪・北新町、小堤中新田・本田・下宿・新町・新成・東原町・上坪・北新田・ 東上宿・神明町・グリーンタウン・西団地・原町・西原町・リバティーヒル135・ 新割・新原町・東牛谷南町、駒羽根第1.2.3.4.5・西町・久保町・駒 葉台町・薬師町・元橋・平成町、下大野権現久保・向新田・山中・久伝南、北・ 新町・あけぼの町・新田1.2・原山1.2.3.4・原山本町・遠高野1. 2.3・宮崎1.2,下辺見中坪第1.2・新田・思案橋・西坪、釈迦宿・新 田・下原・才塚・向新田1.2.3,関戸高野・高野1.2・上坪・仲坪・下 坪・丘里・北・関戸東・新町第1.2.3.4.5.6・のぞみ野,西牛谷西・ 中・北・八幡町第1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11・みどり野第 1. 2. 3. 4. 5. 6, 東牛谷新堀・新堀前、東. 西・新田1. 2・寺坪・ 本村・本村東. 西. 南, 前林第1. 2. 3. 4. 5. 6, 町水海第1. 2. 3, 内水海第1.2.3.4.5・上谷津,柳橋北新田1.2・上宿・峰の前・北・ 砂久保・愛宕・峰山・下宿、今泉南町・今泉西・今泉仲町・今泉1・大栄町・ 鹿養北町・栄泉町・東和泉町1.2.3.4.5.6

古河市民生委員児童委員第4地区協議会

一丁目牡丹会,南新町,台町,東原,原,元原,新原,三神町,長谷町,南長谷,大工町,東鷹匠町,西鷹匠町,弥生,南長谷第一,西の台,長谷本町,上町,茶屋町,中田町,中田新田一丁目.二丁目.三丁目・中田新田東,新久田町,新久田三丁目,赤松町,旭ヶ丘,鴻巣一丁目.二丁目・駒ヶ崎,坂間町,島喰町,ひばりが丘,牧野町,大山一丁目.二丁目.三丁目.四丁目・中田一丁目,富士見町,上耕地,さつきが丘,茶屋西町,青葉台,神明町,さくらが丘,ククヤ台,新久田県営アパート,光陽台,希望が丘,あけぼの台,親和,坂間企業団地,中田新町,東谷,新大山,大山サンハイツ,西赤松,ケヤキ平,文殊,東長谷,グリーンヒル998

古河市民生委員児童委員第5地区協議会

八幡町,七軒町,昭和町,末広町,旭,下山一丁目.二丁目,下三,住吉町,ヴェルシテイ古河,友愛コーポ

改める。

茨城県告示第337号

平成16年8月19日茨城県告示第1190号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、平成18年3月27日から施行する。

に

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

表中鉾田市の項の次に次のように加える。

小 美 玉 市 89 83

表中小川町、美野里町及び玉里村の項を削る。

茨城県告示第338号

平成16年8月19日茨城県告示第1190号で告示した民生委員の定数の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

表中古河市の項を次のように改める。

古	河	市	231	218	13

表中総和町及び三和町の項を削る。

茨城県告示第339号

次の救急医療協力病院については、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則(昭和52年茨城県規則第11号) 第4条第1項第1号の規定による申出の撤回があったので、同条第2項において準用する第3条第2項の規定により 告示する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

名	称	所	在	地
医療法人 正風会 春日病院		鹿嶋市宮中7-3	- 10	

茨城県告示第340号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第17条の17の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービス の 種 類
08000100537135	特別養護老人ホーム小咲園	日立市諏訪町 5 - 5 - 1	社会福祉法 人山桜会	日立市諏訪町 5 - 5 - 1	平成18年 3月15日	身体障害者 短期入所事 業

茨城県告示第341号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の17の規定に基づき,次のとおり指定したので,同法第15条の23の規定により告示する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	サービス の 種 類
08000200538124	涸沼学園 集まれ ガッツ村	東茨城郡茨城町上 石崎4698 - 2	社会福祉法 人茨城補成 会	東茨城郡茨城町上 石崎4698 - 2	平成18年 3月15日	知的障害者 デイサービ ス事業
08000200539130	知的障害者短期入 所事業 涸沼学園	東茨城郡茨城町上 石崎4698 - 2	社会福祉法 人茨城補成 会	東茨城郡茨城町上 石崎4698 - 2	平成18年 3月15日	知的障害者 短期入所事 業

茨城県告示第342号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお, 意見書は, 本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 大規模小売店舗の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ショッピングセンターサプラ 龍ヶ崎市小柴5丁目1番2
- (2) 届出の概要
 - ア 届出の種類及び届出の公告日変更の届出 (第6条第2項)

平成18年1月12日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後10時,午後9時(年間99日は午後8時)

(変更後) 午後10時,午後9時

ウ 届出年月日

平成17年12月26日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第343号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の2第1項の規定により 告示する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 指定を予定している森林の所在場所

笠間市本戸字萩立5482 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び笠間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

······

茨城県告示第344号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、牛のブルセラ病、牛の結核病、牛のヨーネ病、牛、山羊及びめん羊の伝達性海綿状脳症、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、ブルータング、牛の口蹄疫、馬伝染性貧血、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、豚の口蹄疫、豚の流行性脳炎、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢に限る。)、高病原性鳥インフルエンザ、兎粘液腫及び腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 牛のブルセラ病検査
- (1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 ただし、生後12か月齢未満のものを除く。
 - a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛
 - イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
- (4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

凝集反応検査 (急速凝集反応法, 試験管凝集反応法), 補体結合反応検査及びその他の検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 2 牛の結核病検査
- (1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 ただし、生後12か月齢未満のものを除く。
 - a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛
 - イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
- (4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

ツベルクリン検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 3 牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 ただし、生後12か月齢未満のものを除く。
 - a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛
 - イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
- (4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査、細菌検査、エライザ法及びヨーニン検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 4 牛の伝達性海綿状脳症検査
- (1) 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出対象となる牛で、家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

エライザ法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 5 山羊及びめん羊の伝達性海綿状脳症検査
- (1) 実施の目的

山羊及びめん羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で死亡した12か月齢以上の山羊及びめん羊で、家畜保健衛生所長が必要と認めた山羊及びめん羊。

(4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

ウエスタンブロット法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 6 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病及びブルータング検査
- (1) 実施の目的

アカバネ病, チュウザン病, アイノウイルス感染症, 牛流行熱, イバラキ病及びブルータングの発生予察のため。

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛 (未越夏牛とし、原則として、最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛。)を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛。

(4) 実施の期間

原則として、平成18年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

(5) 実施の方法

臨床検査, 中和試験及びゲル内沈降反応検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 7 牛の口蹄疫検査
- (1) 実施の目的

牛の口蹄疫の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛

(4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 8 馬伝染性貧血検査
- (1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

③ 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している馬 (生後180日未満の馬を除く。) で、当該家畜の所在地を所管する家畜保健衛生 所長が必要と認めた馬。

(4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

寒天ゲル内沈降反応検査及びその他の検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 9 馬伝染性子宮炎検査
- (1) 実施の目的

馬伝染性子宮炎の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

本病の保菌馬と疫学的に関連のある馬及び過去に発生があった区域から移送されてきた種雄馬又は種雌馬のうち、本病の検査結果が不明な繁殖に供する馬。

その他家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬。

(4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 10 馬パラチフス検査
 - (1) 実施の目的

馬パラチフスの発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬

(4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査,凝集反応検査 (急速凝集反応法,試験管凝集反応法)及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

11 豚の口蹄疫検査

(1) 実施の目的

豚の口蹄疫の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 豚の流行性脳炎検査

(1) 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している肥育豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めた豚

(4) 実施の期間

平成18年6月1日から平成18年11月30日まで

(5) 実施の方法

血清検査、臨床検査及びウイルス検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 13 家きんサルモネラ感染症 (ひな白痢に限る。) 検査
 - (1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症 (ひな白痢に限る。) の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を生産する鶏及びその候補鶏

(4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

急速凝集反応法

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 14 高病原性鳥インフルエンザ検査
 - (1) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏

(4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び血清抗体検査 (寒天ゲル内沈降反応) その他必要な検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 15 兎粘液腫検査
 - (1) 実施の目的

兎粘液腫の発生予察のため

(2) 実施の区域

県北家畜保健衛生所管内

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認めた兎

(4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 16 腐蛆病検査
 - (1) 実施の目的

みつばちの腐蛆病の発生予防のため

(2) 実施の区域

県下一円

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施区域内において飼育しているみつばち

(4) 実施の期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

······

茨城県告示第345号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業豊里東部地区 (全換地区) に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間

平成18年3月24日から 平成18年4月20日まで

3 縦覧の場所

つくば市役所大穂庁舎

······

茨城県告示第346号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように決定する。 その関係図面は、平成18年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

整理番号	道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員	延長
				メートル	メートル
504	県道	潮来土浦自転車道線	かすみがうら市大字志戸崎 字志戸崎420番地先から	最大 4.5	1,171
			かすみがうら市大字志戸崎字 志戸崎420番地先まで	最小 4.0	
			かすみがうら市大字牛渡字川尻 汐入1702番 2 地先から	最大 3.5	171
			かすみがうら市大字牛渡字有河下 汐入1659番 2 地先まで	最小 3.5	171
			かすみがうら市大字牛渡 字天王下1637番 3 地先から	最大 4.0	776
			かすみがうら市大字牛渡 字牛渡7258番地先まで	最小 3.5	776
			かすみがうら市大字牛渡 字牛渡7258番地先から	最大 3.5	422
			かすみがうら市大字牛渡 字牛渡7200番 1 地先まで	最小 3.5	433

茨城県告示第347号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成18年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成18年3月23日

> 茨城県知事 橋 昌

名 県道 野田牛久線 1 路 線

2 供用開始の区間 筑波郡伊奈町大字小張字上宿下1864番地先から

筑波郡伊奈町大字板橋字本村1756番2地先まで

平成18年4月1日 3 供用開始の期日

茨城県告示第348号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成18年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成18年3月23日

> 茨城県知事 橋 本 昌

県道 潮来土浦自転車道線 1 路 線 名

2 供用開始の区間 潮来市永山字葭場290番2地先から

潮来氏永山字葭場167番1地先まで

潮来市永山字鳴津217番9地先から

潮来市永山字塙下199番地先まで

潮来市永山字塙下201番地先から

潮来市永山字境の宮657番1地先まで

3 供用開始の期日 平成18年3月30日

茨城県告示第349号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成18年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成18年3月23日

> 茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線

2 供用開始の区間 かすみがうら市大字志戸崎字志戸崎420番地先から

かすみがうら市大字志戸崎字志戸崎420番地先まで

かすみがうら市大字牛渡字川尻汐入1702番2地先から

かすみがうら市大字牛渡字有河下汐入1659番2地先まで

かすみがうら市大字牛渡字天王下1637番3地先から

かすみがうら市大字牛渡字牛渡7258番地先まで

かすみがうら市大字牛渡字牛渡7258番地先から

かすみがうら市大字牛渡字牛渡7200番 1 地先まで

3 供用開始の期日 平成18年3月31日

茨城県告示第350号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成18年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 結城坂東線

2 供用開始の区間 常総市孫兵衛新田字飯沼1794番地先から

常総市孫兵衛新田字深井下1992番地先まで

3 供用開始の期日 平成18年4月20日

茨城県告示第351号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成18年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 県道 取手豊岡線

2 供用開始の区間 常総市菅生町字上野4731番 1 地先から

常総市菅生町字上野4638番1地先まで

3 供用開始の期日 平成18年3月30日

茨城県告示第352号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第48条の7第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成18年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 指定する道路の部分

区間	敷地(の幅員	延 長	
		メートル	メー	・トル
潮来市永山字葭場290番 2 地先から	最大	4.0	107	
潮来市永山字葭場167番 1 地先まで	最小	4.0	197	
潮来市永山字鳴津217番 9 地先から	最大	4.0	227	
潮来市永山字塙下199番地先まで	最小	4.0	337	
潮来市永山字塙下201番地先から	最大	4.0	220	
潮来市永山字境の宮657番 1 地先まで	最小	4.0	330	

茨城県告示第353号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第48条の7第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に

供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成18年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成18年3月23日

> 茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 指定する道路の部分

区間	敷地の)幅員	延	長
		メートル		メートル
かすみがうら市大字志戸崎字志戸崎420番地先から	最大	4.5	4	171
かすみがうら市大字志戸崎字志戸崎420番地先まで	最小	4.0	Ι,	171

茨城県告示第354号

県道の路線名を次のとおり変更する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 変更の内容

路線番号	現路線名	变更後路線名
23	下館三和線	筑西三和線
25	土浦江戸崎線	土浦稲敷線
125	中里岩井線	中里坂東線
129	下子水海道線	下妻常総線
130	水海道取手線	常総取手線
134	鴻野山水海道線	鴻野山豊岡線
135	猿島水海道線	猿島常総線
136	高崎岩井線	高崎坂東線
186	荒井麻生線	荒井行方線
215	伏木岩井線	伏木坂東線
231	江戸崎阿見線	稲敷阿見線
242	大洋鹿島線	鉾田鹿嶋線
357	谷和原下館線	谷和原筑西線
501	岩瀬土浦自転車道線	桜川土浦自転車道線
502	取手水海道自転車道線	取手常総自転車道線
503	古河岩井自転車道線	古河坂東自転車道線

2 変更期日

平成18年4月1日

茨城県告示第355号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の

規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 下妻市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

下妻都市計画下水道事業

茨

下妻市公共下水道

3 事業施行期間 平成5年7月12日から

平成19年3月31日まで

- 4 事業地
- (1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

変更なし

茨城県告示第356号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の 規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 常陸太田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画下水道事業

常陸太田市公共下水道

3 事業施行期間 昭和59年12月24日から

平成24年3月31日まで

- 4 事 業 地
- (1) 収用の部分 なし
- (2) 使用の部分

昭和59年茨城県告示第1582号,昭和63年茨城県告示第296号,平成元年茨城県告示第155号,平成2年茨城県告示第1215号,平成7年茨城県告示第600号及び平成12年茨城県告示第320号の事業地に常陸太田市下河合町字神ノ内,字西表及び字仲坪並びに真弓町字上北谷津の各全部の区域並びに増井町字東寺領,字菖蒲,字足田内,字小林,字森後台及び字森下並びに瑞竜町字今宮下,字今宮西,字今宮,字小野崎、字小野崎下及び字塙返並びに馬場町字小林,字森脇,字法花,字観音前,字北香舛及び字小野下並びに新宿町字西山谷津,字御厩跡,字白坂,字元太田山,字新左工門谷津,字藤山中,字藤山,字陣場平,字諏訪谷津及び字三昧堂並びに磯部町字雷神町,字為井,字町田,字鈴振免,字生板免,字塙返,字下奈良田,字平四郎町,字天神下,字灰塚,字反側,字大久保町,字上峰,字峰山,字大山峰,字明神前,字内越,字操舟,字十三川久保,字川久保及び字古川並びに谷河原町字六丁目,字法師谷,字渋井一丁目,字間坂,字下宿,字渋井五丁目,字渋井六丁目及び字上宿並びに上河合町字西河原東,字栗,字大内前,字豆内,字渋気,字林崎,字江持堀口,字森内,字中坪,字前坪,字馬場尻,字下宮田,

字西妻、字社ノ内、字江向、字江向台、字新屋台、字圷、字舟渡後、字柳山、字金砂塚及び字 梨ノ木町並びに下河合町字笊町,字神ノ内下,字神ノ内東,字八幡下,字西,字西後,字田原 内,字五輪島,字三反畑,字東,字川端,字荒屋東,字荒屋,字釜田,字釜田前,字上淀,字 行屋、字小川端及び字上川原並びに真弓町字下北谷津、字釜田、字風張、字御手洗、字向井山 及び字北谷津並びに大森町字日渡、字焼付山、字室前、字花井戸、字新屋、字清水、字野際、 字表前原,字松沢,字北浦,字金田,字東及び字栗下の各一部の区域を加える

茨城県告示第357号

地方税法 (昭和25年法律第226号) 第700条の6の4第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の 指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則(昭和34年茨城県規則第107号)第33条の3の規定により告示 する。

平成18年3月23日

茨城県麻生県税事務所長 石 崎 渡

県	県名特約業者の氏名又は名称		主たる事務所又は 事業所の所在地	特約業者の指定の 取消し年月日
茨	城	丸忠商事株式会社	茨城県神栖市南浜3-7	平成18年 3 月10日

茨城県告示第358号

結城郡八千代町大字菅谷1187番地の1に事務所を置く吉田用水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地 改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成18年3月23日

茨城県筑西土地改良事務所長 足 立 洋 一

1 退 任

職	名	氏	名	住	所
監事 塙 新一		新一	結城郡八千代町大字瀬戸井854番地 3		

茨城県告示第359号

茨城県常陸太田市山下町1252番地ノ7に事務所を置く里川堰土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地 改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成18年3月23日

常陸太田土地改良事務所長 宇 都 義 治

1 就 任

ಾ	名	氏	名	住	所	
理	事	綿引義勝		常陸太田市小沢町1315番地		

茨城県告示第360号

鉾田市新鉾田2-6-3に事務所を置く鉾田南部土地改良区から次のとおり役員が就任した旨,土地改良法 (昭和

茨 城 県 報

24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。 平成18年3月23日

茨城県鉾田土地改良事務所長 川 俣 重 穂

1 就 任

職名	-	氏	名	住	
理	事	郡司	松六	鉾田市串挽236番地 1	

(警察本部)

茨城県警察本部告示第2号

茨城県個人情報の保護に関する条例 (平成17年茨城県条例第1号) 第25条の規定に基づき、簡易開示手続によることのできる個人情報及びその開示手続を次のように定める。

平成18年3月23日

茨城県警察本部長 宮 越 極

簡易開示手続できる個人情	によることの 報	ß	用 示	手 続		備考
事務の名称	開示する内容	開示請求の手続	開示の日時	開示の場所	開示の方法	
茨城県警察官	総合得点及び	受験票及び受験	合格発表の	警察本部警	閲覧	
採用試験	順位 (第1次	者本人の顔写真	日から1か	務部警務課		
	試験の結果に	付きの書類 (運	月間の執務			
	ついては, 不	転免許証又は学	時間中			
	合格者に係る	生証等) の原本				
	ものに限る。)	の提示				

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

______ 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年5月10日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎) において公衆の縦覧に供する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成18年3月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ラ・ヴィデ21

茨

3 代表者の氏名

多田栄次

4 主たる事務所の所在地

茨城県牛久市岡見町2733番地の50

5 定款に記載された目的

この法人は、介護を必要とする高齢者に対して、訪問介護、家事援助等の介護保険法に基づき在宅介護サービスや、外出支援、介護ボランティア紹介の提供をするとともに、生きがいや、健康づくりなど多様なニーズに対応し、高齢者の尊厳と自立を守り、生活を支援することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき,特定非営利活動法人の設立の認証申請について,次のとおり申請があったので,同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年5月13日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成18年3月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 全国音楽ボランティア事業団

3 代表者の氏名

安 原 あゆみ

4 主たる事務所の所在地

茨城県牛久市上太田町783番地13

5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民が音楽ボランティアやチャリティ活動等を通じて、飢餓、貧困、災害及び紛争に苦しむ世界中の子どもたちや高齢者、障害者に対する思いやりの心をはぐくみ、すべての人が安心して生活できる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき,特定非営利活動法人の設立の認証申請について,次のとおり申請があったので,同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年5月9日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室(水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎)において公衆の縦覧に供する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
 - 平成18年3月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 つくばユナイテッドVOLLEYBALL

3 代表者の氏名

都 澤 凡 夫

4 主たる事務所の所在地

茨城県つくば市小白硲671番地48

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、バレーボールを中心としたスポーツの普及や啓発的事業を展開することに より、バレーボール、スポーツの活性化、及び人材の育成と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間		
つくば創業プラザ	つくば市千現2丁目1番6	平成18年4月1日から		
	株式会社つくば研究支援センター	平成23年3月31日まで		
茨城県立国民宿舎「鵜の岬」	水戸市笠原町978番25	平成18年4月1日から		
	財団法人茨城県開発公社	平成23年3月31日まで		
茨城県立カントリープラザ「鵜				
の岬」				

家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のと おり報告があったので、同条第4項により公示する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病 の種類	家畜の種類	患畜及び患畜の図	び疑似 区分	発生頭数	発 生 場 所	発 生 年月日	転 帰
ヨーネ病	牛	患	畜	1頭	常陸太田市	平成18年 3月6日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分
ヨーネ病	牛	患	畜	1頭	常陸太田市	平成18年 3月6日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分
ヨーネ病	牛	患	畜	3頭	常陸太田市	平成18年 3月6日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の宛先不分明について

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3 において準用する同法第30条の2第1項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を森林の存する市役所に掲示する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有に係る同表の右欄に掲げる森林について,森林法第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により茨城県知事が行った保安林の指定施業要件を変更する予定の件の告示(平成18年3月2日付け茨城県告示第223号)の内容

森林所有者	森林所在地
青木行正,青木勝弥,青木國路,青木榮,青	笠間市大字福原字枯樫より梅木沢まで6212 -
木茂,青木茂富,青木昭治,青木忠之助,青	1
木寅之助,井川親一,井川美政,井川康雄,	
海老原映夫,海老原喜之,海老原ジャウ,小	
林富雄,鈴木泰治,冨岡亀吉,冨田安之助,	
富田春吉,富田文庫,廣瀬明男,広瀬栄一,	
廣瀬峯太,廣瀬勇一,保坂利夫,保坂義司,	
山田英一,渡辺利昭,渡辺政之助	
宮本金八郎	笠間市大字福原字姉子1100
勝山茂吉	笠間市大字福原字寺山6108 - 2
青木市太郎,入江亥之吉,勝山鶴吉,佐伯政	笠間市大字福原字寺山6125 - 2
吉,廣瀬喜八,廣瀬晋松,廣瀬光雄,廣瀬保	
友,廣瀬巳之松,廣瀬吉五郎	
海老原かね	笠間市大字福原字十二所2733 - 1
大木実	笠間市大字福原字大沢1088 - 1
川俣雄一	笠間市大字福原字大沢1090
宮本金八郎	笠間市大字福原字大沢1099
加藤宗三郎	笠間市大字福原字滝沢2582
加藤捨吉	笠間市大字福原字滝沢2633
加藤宗三郎	笠間市大字福原字滝沢2635
五十嵐博	笠間市大字福原字沢5475
いか田富	笠間市大字福原字沢5484
宮田幸吉	笠間市大字福原字沢6180
大槻新六	笠間市大字福原字沢6189
小島素子	笠間市大字福原字沢入6202
河内昴	笠間市大字福原字入山6130 - 1 , 6130 - 2
青木政義,入江喜左工門,菊田新吉,菊地愛	笠間市大字福原字入山6131 - 1
子,冨田清市郎,保坂利夫,渡辺政之助	

森林所有者	森林所在地
菊田新吉,菊地愛子,冨田清市郎,保坂利夫,	笠間市大字福原字入山6131 - 15
渡辺政之助	
青木行正,青木勝弥,青木経佳,青木國路,	笠間市大字福原字入山6131 - 5
青木佐市郎,青木孟辰,青木寅之助,青木む	
な,青木芳工郎,井川康雄,入江多郎左衛門,	
佐伯政吉,鈴木泰治,冨岡亀吉,富田源市,	
冨田安之助,生井藤蔵,廣瀬峯太,保坂入郎,	
保坂利夫,渡辺峯吉	
青木行正,青木勝弥,青木経佳,青木國路,	笠間市大字福原字入山6131 - 6
青木佐市郎,青木孟辰,青木寅之助,青木む	
な,青木芳工郎,井川康雄,入江多郎左衛門,	
佐伯政吉,鈴木泰治,冨岡亀吉,富田源市,	
冨田安之助,生井藤蔵,廣瀬充之松,保坂入	
郎,保坂利夫,渡辺峯吉	
本橋よ志	笠間市大字福原字入山6131 - 8
山田英一	笠間市大字福原字入山6138 - 1, 6138 - 5,
	6138 - 6
佐藤清吉	笠間市大字福原字平1626
郡司万吉	笠間市大字福原字佛沢708
柴田武志	高萩市大字大能字草木 1 - 1
芦川亀吉,芦川とみ,稲益さく,上田とく,	水戸市大字下入野字富士山1656 - 1
上田義,上田与四郎,江口岐次郎,大内巳之	
次郎,大貫博男,大森秋良,大山秀一,小笠	
原政男,後藤勇太郎,斉藤けさ,佐藤義一,	
高橋又平,照山勇,照山宗一,仲田三之介,	
仲田惣吉,二宮丹治,二宮勇蔵,萩谷時人,	
皆川長治,宮崎茂登男,吉川すゑ,吉川力松,	
渡辺三郎	

公共測量の終了

測量法 (昭和24年法律第188号) 第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり終了した旨通知があったので、同法 第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測量機関 茨城県知事橋 本 昌

(測量計画機関 農林水産部林政課)

2 作業の種類 公共測量 (森林基本図の写測修正 [アナログ修正図化])

3 作業終了日 平成18年2月28日

4 作業地域 笠間市 (国有林区域を除く)

······

公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者について、次のとおり指定した。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間
鹿島港の運動施設その他の鹿島	鹿嶋市大字平井1187番地 1	平成18年4月1日から
港の北海浜地区の港湾環境整備	鹿嶋市	平成23年3月31日まで
施設		
鹿島港の魚釣園	神栖市東深芝 8 番地	平成18年4月1日から
	鹿島埠頭株式会社	平成23年3月31日まで
大洗港の中央地区の港湾環境整	ひたちなか市勝田中央14番8号	平成18年4月1日から
備施設	茨城港湾株式会社	平成23年3月31日まで
大洗港の魚釣園	ひたちなか市勝田中央14番8号	平成18年4月1日から
	茨城港湾株式会社	平成23年3月31日まで
大洗マリーナ	ひたちなか市勝田中央14番8号	平成18年4月1日から
	茨城港湾株式会社	平成23年3月31日まで
大洗港のマリーナ地区の港湾環	東茨城郡大洗町磯浜町6881番地275	平成18年4月1日から
境整備施設	大洗町	平成23年3月31日まで

都市計画の図書の縦覧

取手都市計画地区計画の変更に伴い、守谷市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

地区計画 (守谷東地区)

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

新住宅市街地開発事業の工事完了の届出

茨城県住宅供給公社から平成18年3月13日付けで水戸・勝田都市計画十万原新住宅市街地開発事業の工事完了の届出があったので、新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第27条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類

水戸・勝田都市計画新住宅市街地開発事業

2 都市計画事業の名称

十万原新住宅市街地開発事業

3 施行者の名称

茨城県住宅供給公社

4 施行地

水戸市藤井町,藤が原1丁目,藤が原2丁目,藤が原3丁目及び東茨城郡城里町増井地内

5 施行面積

135.2ha

6 工事完了工区

11 - 1

7 公示完了面積

16,903.96m²

8 工事完了の期日

平成18年3月4日

宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出

下記業者については、事務所の所在地を確知できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書面で事務所の所在地の申出を行ってください。

なお,期間内に申出がない場合は,宅地建物取引業法 (昭和27年法律第176号)第67条の規定により免許を取り消します。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 商 号 有限会社ジェイハウス
- 2 代表者名 細田繁男
- 3 事務所所在地 土浦市滝田一丁目6番地
- 4 免許証番号 茨城県知事 (1) 第6212号
- 5 免許年月日 平成16年1月29日

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について,次の区域の工事が完了したので,同法第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 那珂市飯田字蟹内東2639番18,同番24
- 2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市市毛515番地3 (グランドスポットA棟202号)

那珂市飯田2639番地18

芦間正人

芦 間 みのり

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市中台字北次男分587番3

2 事業主の住所及び氏名

那珂市中台476番地4

菊 地 剛二郎, 菊 地 里 夏

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 那珂市西木倉字椿本462番2,463番3

2 事業主の住所及び氏名

水戸市姫子1丁目107番地の18 サニーヒルA棟201号

金子幸男,金子惠美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字矢頭4410番14、同番15

2 事業主の住所及び氏名

群馬県前橋市総社町総社1070番地

大和ホーム株式会社

代表取締役 猪 俣 勝

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡大洗町港中央11番2の一部

2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区一番町18番地

株式会社 八ヶ岳モールマネージメント

代表取締役 藤 井 弘 毅

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字豊岡字百塚1920番6

2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字村松1411番地 (原電滝坂社宅 F - 24)

橋 本 和 紀

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市本町字向原238番1,240番1,241番1,242番1,同番6,同番13,243番1,249番16,同番17,同番19, 同番36, 同番37

2 事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区代々木1-35-4 代々木クリスタルビル

株式会社 サンフジ企画

代表取締役 末 吉 正 氣

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字板橋字花田久保2709番3

2 事業主の住所及び氏名

筑波郡伊奈町谷井田2130番地62

佐 藤 由 美

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡利根町上曽根字三の耕地826番1

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡利根町大字八幡台12番21

明,高橋治子 高橋

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑西市一本松字一本松664番2

2 事業主の住所及び氏名

筑西市下川島806番地1

小 林 義 則, 小 林 真智子

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑西市横塚字町北218番 4

2 事業主の住所及び氏名

筑西市横塚1364番地10

義孝

(教育委員会)

公の施設の指定管理者の指定

茨城県県北生涯学習センターの指定管理者の指定について、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条 例 (昭和36年茨城県条例第9号) 第15条の規定により、次のとおり指定した。

平成18年3月23日

茨城県教育委員会委員長 佐 藤 守 弘

1 指定管理者として指定したもの

日立市末広町二丁目 1番31号

特定非営利活動法人インパクト

2 指定の期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

(監査委員)

茨城県監査委員公告第25号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定により、平成17年度行政監査結果に基づき講じた措置に ついて、茨城県知事、茨城県教育委員会委員長及び茨城県公安委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年3月23日

 茨城県監査委員
 山
 口
 伸
 樹

 同
 田
 山
 東
 湖

 同
 寺
 門
 義
 一

 同
 平
 田
 公
 敏

監查対象者

茨城県知事 橋本 昌

茨

茨城県教育委員会委員長 佐藤守弘

茨城県公安委員長 鈴木明夫

監査の意見

1 将来を見据えた施設の維持管理のあり方の整理と具体的な方針の確立について 公舎、職員住宅等の必要性について、既存施設の有効利用という観点から、所管の枠を越えて県全体とし て協議・調整を行い、維持すべき拠点施設の選定や警察本部への移管等を検討されたい。

2 既存施設の相互利用について

当面空き室が見込まれる住宅については、部局間職員の相互利用を推進されたい。

3 財産の使用に伴う料金について

県民の理解を得られるような水準の住宅使用料を徴収できないかについて検討されたい。 駐車場使用料については、県民が納得しうる料金徴収を検討されたい。

4 財産の管理について

必要なものは修繕等を実施し、適切な維持管理に努められたい。

上記に対する措置状況

公舎,職員住宅等の維持管理のあり方について,知事部局,教育庁及び警察本部間の全体協議の場として「公舎,職員住宅等の管理運営調整会議」を設置し,空き室情報や再編計画等を共有するとともに,所管の枠を越えた相互利用を図ることとした。

また、継続的に、将来を見据えた施設の維持管理や財産使用料等について具体的方針を検討していく。

32	茨	城	県	報	第 1758 号	平成18年3月23日	(木曜日)
年 油 中	米 圆口型	_{统一} / 緊急	急事項は	号外発行 \	/定価送料	↓とも1月 、	
世週月・					(定価送料 金 3,	060円)	
		発 行	茨	城	県		
購読	申込先				市笠原町	978 番 6	
				総務部総			
		電話番	号 029	(301) 1 1	11 (代)		